

土岐市立児童館・児童センター運営管理規程 (内規)

指定管理者 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会

(令和5年4月1日)

1. 目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し及び情操を豊かにするために指導を行うことを目的とする。

2. 運営主体

指定管理者 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会

3. 児童館及び児童センター名称及び位置

土岐市立土岐津児童館	土岐市土岐津町高山 412 番地の 2	0572-54-8815
土岐市立西部児童センター	土岐市下石町 1060 番地 ウェルフェア土岐 2 階	0572-57-6661
土岐市立駄知児童センター	土岐市駄知町 2024 番地の 7	0572-59-1281
土岐市立肥田児童センター	土岐市肥田町肥田 2096 番地の 1	0572-55-4760
土岐市立泉児童館	土岐市泉神栄町 1 丁目 74 番地	0572-54-5628

4. 開館時間

土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例第 8 条及び土岐総合福祉センター・ウェルフェア土岐の設置及び管理に関する条例 9 条のとおりとする。

上記(1)を踏まえ、次のとおり開館時間を定める。

- (1) 午前の部 午前 9 時 30 分から正午
- (2) 午後の部 午後 1 時から午後 6 時

5. 休館日

土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例第 9 条及び土岐市総合福祉センター・ウェルフェア土岐の設置及び管理に関する条例第 10 条のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日

また、上記に加え、種類を問わず警報が発令されたときは休館とする。

6. 使用できる者の範囲

土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例第 10 条及び土岐市総合福祉センター・ウェルフェア土岐の設置及び管理に関する条例第 11 条のとおりとする。

上記を踏まえ、未就園児が利用できるよう次のとおり使用できる者の範囲を定める。

- (1) 市内に住所を有する中学生以下の児童
- (2) 児童の保護者

7. 遵守義務

土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例第 11 条及び土岐市総合福祉センター・ウェルフェア土岐の設置及び管理に関する条例第 18 条のとおりとする。

- (1) 児童館の施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- (4) 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- (5) 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する事項

また、前項の規定に違反した者がある場合は、その行為をやめさせ、これに従わないときは、児童館から退去を命ずることができる。

8. 損害賠償義務

土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例第 12 条及び土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例第 19 条のとおりとする。

児童館を使用する者は、故意又は過失により児童館の建物又は付属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が児童館を使用する者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

9. 組織

指定管理契約をしている上記児童館及び児童センターの施設で、館長を 1 名置くものとする。

- (1) 館長 西部児童センターに置く
- (2) 児童厚生員 各施設 2 名以上を置く

10. 職務

(1) 館長

- ①施設運営全般の管理
- ②児童厚生員の勤怠等の管理
- ③健全育成のための企画・運営指導、助言
- ④児童福祉関係機関、児童委員、地域組織団体等との連携に関する事
- ⑤施設代表者会議の取りまとめ
- ⑥予算、決算、経費に関する事
- ⑦苦情の対応
- ⑧日誌の確認
- ⑨その他運営に関する協議事項及び会議に関する事

(2) 児童厚生員

- ①西部児童センターを除く、各施設に児童厚生員の内、正規職員 1 名を代表者とする。
- ②運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導
- ③健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導
- ④子ども会、母親クラブ、異世代交流等の地域組織活動の育成助長
- ⑤自主性、社会性、創造性及び思いやりの心等を身に着ける環境づくりと指導
- ⑥関係機関等の情報交換
- ⑦礼儀、決まりごと遵守の指導、育成
- ⑧子育て・健全育成相談、支援
- ⑨ボランティア活動の指導育成
- ⑩来館者名簿の管理

- ⑪ 日誌の記入
- ⑫ 児童館だよりの作成
- ⑬ 安全衛生管理（遊具の点検、事故及び緊急時の対応、その他安全に関する管理。砂場、トイレその他衛生に関する管理。）
- ⑭ 入館者状況、活動報告、年間活動計画等の資料の作成
- ⑮ 備品の管理

11. 利用の仕方

- ① 来館者名簿に氏名、学年、住所、電話番号を記入する。
- ② 児童クラブは登録制とする。
- ③ 母親クラブ等での利用は申し出るものとする。

12. 利用に関する禁止事項等

- ① 施設内での飲食は禁止とする。
- ② 貴重品、高価なおもちゃの持ち込みは禁止とする。
- ③ 未就園児は安全のため保護者同伴とする。
- ④ 危険物の持ち込みは禁止とする。
- ⑤ その他、危機管理等で発生した禁止事項等についてはその都度周知する。

添付資料

- (1) 土岐市立児童館の設置及び管理に関する条例
- (2) 土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐の設置及び管理に関する条例